

2 活用できる機関・団体、制度

犯罪・非行をした人の中には、高齢、疾病、貧困、障害、厳しい成育環境など、生活における様々な困難、生きづらさを抱えている人がいます。

地域における、福祉、保健医療、就労等に関する様々な支援機関・団体、制度をまとめましたので、ご本人が立ち直りに取り組むときや、周囲の方が支援される際の参考にしてください。

【掲載内容】 ※活用にあたっては、表中の「概要」や「対象」などを確認し、御利用ください。

(1)生活上の基本ニーズの確保・回復	
ア	自立困難な出所者・保護観察対象者の生活
	○広島県地域生活定着支援センター ○更生保護サポートセンター（保護司）
イ	生活困窮、住居
	○生活困窮者自立相談支援機関の窓口（市町）
	○生活保護の窓口（市町）
	○居住支援法人 ○公営住宅
ウ	高齢などを背景とした困りごと
	○地域包括支援センター ○民生委員・児童委員 ○県・市町社会福祉協議会
	エ 障害があるかもしれないとの悩み、障害者支援
エ	○広島県発達障害者支援センター ○市町相談支援事業（障害者基幹相談支援センターを含む。）
	オ ころの悩み
オ	○精神保健に関する相談窓口（市町、保健所・保健センター） ○広島県立総合精神保健福祉センター
	カ 薬物依存等
カ	○広島県立総合精神保健福祉センター【再掲】 ○薬物依存症等の治療に対応可能な医療機関 ○依存症の回復施設
	キ 法的な悩み
	○広島弁護士会法律相談センター ○法テラス広島
(2)社会参画の実現	
ア	仕事・就労訓練（刑務所出所者等専用）
	○ハローワーク（公共職業安定所） ○協力雇用主 ○コレワーク中国（矯正就労支援情報センター室）
	イ 仕事・就労訓練（ア以外）
	○ハローワーク（公共職業安定所）【再掲】 ○ひろしましごと館 ○地域若者サポートステーション ○高等技術専門学校等
ウ	障害者の就労
	○ハローワーク（公共職業安定所） ○障害者就業・生活支援センター
エ	非行防止、子供若者の支援
	○少年サポートセンター ○ヤングテレホン広島・ヤングメール ○こども家庭センター・児童相談所 ○広島法務少年支援センター ○子供・若者支援機関（非行防止・立ち直り支援） ○高等学校等の授業料等に係る支援 ○高等学校卒業程度認定試験

(1) 生活上の基本ニーズの確保・回復

ア 自立困難な出所者・保護観察対象者の生活

広島県地域生活定着支援センター〔県所管課：地域福祉課〕	
概要	高齢又は障害により福祉的な支援等を必要とする矯正施設からの出所者に対し、出所後直ちに福祉サービス等が利用できるよう調整するなどにより、地域の中で自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう支援します。
対象	矯正施設から出所した本人や関係者
主な支援内容	・保護観察所からの依頼に基づいて、福祉施設のあっせんや福祉サービスの申請支援 ・矯正施設出所者を受け入れた施設への助言 ・出所した本人や関係者からの相談への助言 などを行います。
連絡・参照先	所在地：広島市南区比治山本町 12-2 広島県社会福祉会館内 TEL：082-250-0503 URL：https://hacsw.jp/lifefixing.html
更生保護サポートセンター（保護司）〔所管団体：広島保護観察所〕	
概要	保護司が、地域の関係機関・団体と連携しながら、更生保護活動を行う拠点です。
対象	保護観察中の方
主な支援内容	保護司は、保護観察中の方と面接を行い指導・助言を行うほか、刑務所や少年院に入っている方の帰住先の生活環境の調整、犯罪を予防するための啓発活動などを行い、地域における立ち直りを支援します。
連絡・参照先	更生保護サポートセンター一覧（全国保護司連盟HP） URL：https://www.kouseihogo-net.jp/hogoshi_info/index/16/ ※上記HPに掲載されていない箇所もあります。最寄りのセンターについては、広島保護観察所（082-221-4496）、保護司会（hiroshima.kenhoren@gmail.com）にお尋ねください。

イ 生活困窮、住居

生活困窮者自立相談支援機関の窓口（市町）〔県所管課：社会援護課〕	
概要	働くことが難しい、住まいが不安定であるなど、生活全般にわたる困りごとの相談窓口です。相談者が抱える様々な困りごとに対して、他の機関と連携して解決に向けた支援を行います。
対象	・就労、住居、家計管理等に悩みを抱え、生活に困窮している方 ・現在は生活保護を受給していないが、生活保護に至るおそれがある方
主な支援内容	就労、住居、家計管理等をサポートします。相談窓口では、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、支援を行います。
連絡・参照先	お住まいの市町の自立相談支援機関（厚生労働省HP） URL：https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf

生活保護の窓口（市町）〔県所管課：社会援護課〕	
概要	生活を支えていた人の死亡・病気・事故などで収入が減った場合に、資産や能力等すべてを活用し自力で生活するための努力をしても、なお生活に困窮するときは、その程度に応じて必要な保護費が支給されます。
対象	生活に困窮する方
主な支援内容	生活保護には、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助があります。
連絡・参照先	お住まいの市区町福祉事務所一覧 URL： https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/50/hukusi-hokennsyo.html
居住支援法人〔県所管課：住宅課〕	
概要	住宅の確保に特に配慮を要する方が、民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として県の指定を受けた法人です。
対象	低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育する者、保護観察対象者、その他住宅の確保に特に配慮を要する方
主な支援内容	① 登録住宅の入居者への家賃債務保証 ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談 ③ 見守りなど要配慮者への生活支援 ④ ①～③に附帯する業務 ※居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではありません。
連絡・参照先	居住支援法人一覧 URL： https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/394963.pdf
公営住宅〔県所管課：住宅課〕	
概要	地方公共団体が建設し、低所得者向けに割安な賃料設定で提供される賃貸住宅のことです。所得制限があり、住宅の規模・立地状況、収入によって家賃が異なる場合があります。
対象	原則として、現在、同居または同居しようとする親族がいることや、一定の収入基準の以下でないと申し込みすることができません。県営住宅であれば広島県に、市町営住宅であれば、当該市町に在住・在勤していることや、独自に入居基準を定めている場合があります。ただし、60歳以上の世帯や障害者世帯等に対する特例措置も用意されているので、検討時には諸条件をご確認ください。
主な支援内容	低所得者向けに割安な賃料で住宅を提供します。
連絡・参照先	県営住宅について URL： https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/108/1182992095227.html 市町営住宅については、お住まいの市町の担当窓口にお尋ねください。 市町営住宅担当課一覧 URL： https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/108/kouei-jutaku-madoguti.html

ウ 高齢などを背景とした困りごと

地域包括支援センター〔県所管課：地域包括ケア・高齢者支援課〕	
概要	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮せるよう、幅広く様々な相談に応じ、関係機関との調整を行いながら、支援する機関です。
対象	高齢者
主な支援内容	介護予防サービスの利用、生活相談、介護に関する高齢者虐待や成年後見制度の利用などの権利擁護相談などを行います。
連絡・参照先	地域包括支援センター一覧 URL: https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/tiikihoukatusienncenter/houkatusetti.html
民生委員・児童委員〔県所管課：地域包括ケア・高齢者支援課〕	
概要	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める非常勤の地方公務員の方々です。
対象	地域住民
主な支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、子育て世帯、障害者、生活にお困りの方など、支援の必要な方々の生活上の相談対応 ・ひとり暮らし高齢者宅への訪問、声かけ、見守り活動 ・住民が心配ごと、困りごとがある場合の必要な支援先へのつなぎなどを行います。
連絡・参照先	最寄りの民生委員・児童委員が分からない場合は、市町担当課に連絡してください。 市町民生委員・児童委員担当課一覧 URL: https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/63/minsei.html
県・市町社会福祉協議会〔県所管課：地域福祉課〕	
概要	地域での様々な生活上の問題を見つけだし、住民相互の理解を深めてもらう講座や、身近に暮らす人たちが相互に関係を深めてもらう場づくり、具体的な支えあいの方など提案とその活動展開を行いながら、誰もがどんな時も安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいます。
対象	地域住民
主な支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障害者等の権利擁護の推進 ・生活困難者への経済的支援の推進 ・地域の支え合い活動の推進支援 ・福祉・介護人材の確保等の推進 など
連絡・参照先	お住まいの市町の社会福祉協議会にご相談ください。 市町社会福祉協議会一覧 URL: https://www.hiroshima-fukushi.net/other/shakyo-address/ 県社会福祉協議会 HP URL: https://www.hiroshima-fukushi.net/

エ 障害があるかもしれないとの悩み、障害者支援

広島県発達障害者支援センター〔県所管課：障害者支援課〕	
概要	電話や来所により、発達障害に関するご相談に対応するほか、情報提供やアドバイス、関係機関の紹介等を行います。来所を希望される場合は、予約が必要です。
対象	発達障害のあるご本人やご家族
主な支援内容	相談支援のほか、対象者への関わり方をご家族と一緒に考える発達支援、就労支援機関等と連携しながら、就労に向けた相談支援等を行います。
連絡・参照先	所在地：東広島市西条町西条4 1 4 番地 3 1 サポートオフィス Q u e s t 内 TEL:082-490-3455 URL: https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/1170212593628.html
市町相談支援事業（障害者基幹相談支援センターを含む。）〔県所管課：障害者支援課〕	
概要	地域の障害のある方、その保護者、介護者などからのご相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助などを行っています。
対象	障害のある方やそのご家族等
主な支援内容	障害のことや、生活のこと、各種福祉制度のことなど、相談に応じます。
連絡・参照先	市町相談支援事業一覧 URL: https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/life/712888_7055085_misc.pdf

オ こころの悩み

精神保健に関する相談窓口（市町、保健所・保健センター）〔県所管課：健康対策課、健康福祉総務課〕	
概要	市町、保健所・保健センターでは、こころの悩みに関する相談に応じています。面接相談を希望する人は、あらかじめ電話で相談日時・場所等を確認してください。
対象	どなたでも相談できます。
連絡・参照先	相談窓口一覧（県HP） URL: https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/57/seishin-soudan.html
広島県立総合精神保健福祉センター（パレアモア広島）（広島市外の方）〔県所管課：健康対策課〕	
※広島市にお住まいの方は、広島市精神保健福祉センター	
概要	県内（広島市を除く※）にお住まいの方で、主に保健所や医療機関など関係機関からご紹介のあった方の相談を、相談員がお受けします。なお、電話やメールなど面接以外の相談はお受けしていません。
対象	主に保健所や医療機関など関係機関からご紹介のあった方
主な支援内容	・精神保健福祉に関する相談 ・思春期の心の問題、ひきこもりに関する相談 ・依存症（薬物など）に関する相談 など
連絡・参照先	所在地：安芸郡坂町北新地二丁目 3-77 TEL：082-884-1051

	URL: https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/65/1297643187309.html ※広島市にお住まいの方は、広島市精神保健福祉センターに御連絡ください。 所在地: 広島市中区富士見町 11-27 TEL: :082-245-7731
--	---

カ 薬物依存等

広島県立総合精神保健福祉センター（パレアモア広島） 〔県所管課：健康対策課〕 ※広島市にお住まいの方は、広島市精神保健福祉センター	
※再掲（上記参照）	
薬物依存症等の治療に対応可能な医療機関 〔県所管課：薬務課，健康対策課〕	
医療法人せのがわ 瀬野川病院	広島市安芸区中野東4丁目11-13 TEL: 082-892-1055 URL: https://senogawa.jp/
医療法人正雄会 呉みどりヶ丘病院	呉市阿賀北1丁目15-45 TEL: 0823-72-6111 URL: http://kuremidorigaoka.com/
医療法人絃友会 福山友愛病院	福山市水呑町7302-2 TEL: 084-956-2288 URL: http://yuai-hospital.or.jp/
医療法人社団更生会 草津病院	広島市西区草津梅が台10-1 TEL: 082-277-1001 URL: https://www.kusatsu-hp.jp/
依存症の回復施設 〔県所管課：薬務課，県民活動課〕	
一般社団法人 広島ダルク <薬物依存>	所在地: 広島市中区富士見町11-27 広島市保健センター1F TEL: 070-3313-1152 URL: https://hirosimadarc.p-kit.com/
社会福祉法人光の園 広島マック <アルコール依存等>	所在地: 広島市南区比治山町1-12 TEL: 082-262-6689 URL: http://hikarinosono.jp/publics/index/21/

キ 法的な悩み

広島弁護士会法律相談センター〔所管団体：広島弁護士会〕	
概要	広島弁護士会所属の弁護士が、借金問題（クレジット、サラ金、闇金、住宅ローンなど）、離婚・相続などの家族問題、交通事故など、様々な法的な悩みについてアドバイスします。相談料は有料ですが、一定の資力以下の方については法律扶助制度により無料となることもあります。
対象	どなたでも相談できます。
主な支援内容	法律相談
連絡・参照先	法律相談センター一覧 URL: https://www.hiroben.or.jp/soudan/soudan_center/
法テラス広島〔正式名称：日本司法支援センター広島地方事務所〕	
概要	法的トラブル解決のための、公的な「総合案内所」です。
対象・主な支援内容	（どなたでも、無料で） 法制度や相談窓口等をご案内します。 （一定の資力基準を満たす方） 弁護士・司法書士による法律相談を無料で受けることができます。 また、弁護士費用・司法書士費用の立替制度を利用することができます。
連絡・参照先	所在地：広島市中区八丁堀 2-31 広島鴻池ビル 1F TEL:0570-078352 （IP 電話をご利用されている場合は 050-3383-5485） URL: https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/hiroshima/index.html

(2) 社会参画の実現

ア 仕事・職業訓練（刑務所出所者等専用）

ハローワーク（公共職業安定所）〔所管団体：広島労働局〕	
概要	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省の総合的雇用サービス機関で、求人の受理や職業相談紹介をはじめ、雇用に関する各種の相談・指導等の業務を行っています。 刑務所，少年院，保護観察所等から協力依頼のあった方については，関係機関と連携して専門援助窓口での特別な就労支援を行っています。
対象	支援対象者として矯正施設の長が，安定所長へ就労支援の協力依頼を行った方など
連絡・参照先	広島労働局管内のハローワーク一覧 URL: https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/hello_work/hello_main.html
協力雇用主〔所管団体：広島保護観察所〕	
概要	犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者等を，その事情を理解した上で雇用し，改善更生に協力する民間の事業主です。広島では約630の事業主に登録いただいています（R2.3時点）。様々な業種の事業主の方にご登録をいただきたいと考えています。
対象	前歴を開示して就職を希望する刑務所出所者など
主な支援内容	協力雇用主は，犯罪・非行をした人であるという事情を理解した上で雇用し，自立や社会復帰を支援します。
連絡・参照先	協力雇用主制度について（法務省HP） URL： http://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo02_00030.html#02
コレワーク中国（矯正就労支援情報センター室）〔所管団体：広島矯正管区〕	
概要	刑務所出所者等の雇用を検討されている事業主に対し，採用手続のサポートを行います。
対象	刑務所出所者等の雇用を検討されている事業主の方
主な支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 雇用情報提供サービス 採用手続支援サービス 就労支援相談窓口サービス
連絡・参照先	所在地：広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎4号館8階 TEL：082-223-8192 E-mail： corrework-chugoku@i.moj.go.jp URL: http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08_00070.html

イ 仕事・職業訓練（ア以外）

ハローワーク（公共職業安定所） 〔所管団体：広島労働局〕	
※再掲（前ページ参照）	
ひろしましごと館 〔県所管課：雇用労働政策課〕	
概要	「ひろしましごと館」は、全世代の就業や社会貢献活動を幅広くサポートする総合相談窓口です。「シニア・ミドル職業紹介コーナー」、「若年者就業相談コーナー」があり、一人一人の状況に応じて支援します。
対象	就業を希望する方
主な支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・就業相談員によるキャリアコンサルティング ・就職・再就職のための準備支援 ・企業とのマッチング
連絡・参照先	<p>「広島県雇用労働情報サイト わーくわくネットひろしま」で、対象ごとの問い合わせ先をご確認ください。</p> <p>URL: https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/work2/shigotokan.html</p>
地域若者サポートステーション 〔所管団体：広島労働局，県所管課：雇用労働政策課〕	
概要	「働きたいけど，どうしたらよいかわからない」，「自信が持てず一步を踏み出せない」，「コミュニケーションが苦手」，「人間関係でつまずき，退職後のブランクが長くなってしまった」等，働くことに悩みを抱えている若者の就労に向けた支援を実施します。
対象	働くことに悩みを抱えている 15 歳～49 歳までの方
主な支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア・コンサルタントなどによる専門的な相談 ・集団での演習等を通じたコミュニケーションの訓練やステップアップ ・協力企業での就労体験
連絡・参照先	<p>地域若者サポートステーション一覧（県内 3 か所）</p> <p>URL: https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/68/wakamono-kouryuukan-h27.html</p>
高等技術専門校等 〔県所管課：職業能力開発課〕	
概要	社会の変化に対応できる知識・技術・技能を習得するための公共職業能力開発施設です。
対象	<p>公共職業安定所に求人申し込みをされた方及び新規卒業見込者</p> <p>※志望科によって年齢制限が異なります。</p>
主な支援内容	ものづくりの訓練を中心に知識・技術・技能を習得できるよう様々な職業訓練をしています。障害のある方を対象とする能力開発校もあります。
連絡・参照先	<p>職業訓練施設一覧</p> <p>URL: https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/69/shisetsu-syokai.html</p>

ウ 障害者の就労

ハローワーク（公共職業安定所）〔所管団体：広島労働局〕	
概要	障害のある方の就職活動を支援するため、障害について専門的な知識をもつ職員・相談員を配置し、仕事に関する情報を提供したり、就職に関する相談に応じたりするなど、きめ細かく支援します。
対象	障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、または職業生活を営むことが著しく困難な方です。
連絡・参照先	広島労働局管内のハローワーク一覧 URL: https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/hello_work/hello_main.html
障害者就業・生活支援センター〔県所管課：障害者支援課〕	
概要	就職を希望されている障害のある方や在職中の障害のある方が抱える課題に応じて、身近な地域において、企業、ハローワーク、障害福祉サービス、特別支援学校等の関係機関の連携拠点として、就業面と生活面を一体的に支援します。
対象	専門的な支援の対象者は、障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、または職業生活を営むことが著しく困難な方です。障害者手帳をお持ちでない方も利用できます。
主な支援内容	センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施し、新規就労や職場定着などを支援します。
連絡・参照先	障害者就業・生活支援センター一覧（県内8か所） URL: https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/syugyou-seikatsushien-center.html

エ 非行防止，子供若者の支援

少年サポートセンター〔県所管課：少年対策課〕	
概要	非行少年や不良行為(喫煙，深夜はいかいなど)少年など，様々な子供たちと接している少年育成官が中心となって，少年や保護者からの相談を受けたり，学校，地域及び各関係機関と連携して少年の健全育成活動や立ち直り支援を行っています。
対象	少年，保護者
主な支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・少年相談：電話や面接などにより，非行や友人関係，親子関係，犯罪被害など少年に関する相談をお受けしています。 ・継続補導：非行を犯した少年などの再非行を防止するため，保護者の同意のうえで，継続して少年や保護者に対する指導や助言，カウンセリングなどを行います。 ・街頭補導：少年非行，不良行為防止，被害少年の保護のため，街頭で少年への声かけなどを行っています。
連絡・参照先	少年サポートセンターひろしま 所在地：広島市中区国泰寺町1丁目4番15号 広島市役所北庁舎別館1階 TEL:082-242-7867 少年サポートセンターふくやま 所在地：福山市草戸町五丁目12番3号 福山市男女共同参画センター 2階 TEL:084-925-7011 少年サポートセンター共通 URL: https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police7/list1342.html
ヤングテレホン広島・ヤングメール〔県所管課：少年対策課〕	
概要	友人関係，親子関係，学校問題などの不安や悩みについて，相談支援します。もちろん，秘密は厳守します。どこに相談したらよいか悩んでいるという場合に，一度ご相談ください。
対象	少年，保護者など
連絡・参照先	ヤングテレホン広島 TEL：082-228-3993 ヤングメール（県警ホームページ内） URL: https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police7/syonensoudan.html

こども家庭センター・児童相談所〔県所管課：こども家庭課〕	
※広島市にお住まいの方は、広島市児童相談所	
概要	子供や家庭の問題に対応する総合的な相談支援機関です。子供に関する様々な相談に応じ、子供が抱える問題や真のニーズなどを把握して、それぞれの子供にとって最も適切な解決方法を共に考え、援助します。
対象	子供(18歳未満)、保護者
主な支援内容	子供に関する様々な相談(養護相談、言葉や発達の相談、性格や行動の相談、非行相談、不登校相談、心身障害相談など)に応じ、援助します。
連絡・参照先	児童相談所相談専用ダイヤル 0570-783-189 (なやみいちはやく) 広島県こども家庭センター一覧 (県内3か所) URL: https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kodomokateicenter/1170806048844.html ※広島市にお住まいの方は、広島市児童相談所 (電話 082-263-0694)
広島法務少年支援センター〔所管団体：広島矯正管区〕	
概要	児童福祉機関、学校・教育機関などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動などに取り組んでいます。
対象	本人、保護者、支援者など
主な支援内容	広島法務少年支援センターでは、一般の方や関係機関からの依頼に応じて、 <ul style="list-style-type: none"> ・能力・性格の調査 ・問題行動の分析や指導方法の提案 ・子供や保護者に対する心理相談 ・事例検討会等への参加 ・研修・講演 ・法教育授業等 ・地域の関係機関等が主催する協議会への参画 ・成人に対する心理相談、問題行動の分析 などの支援を心理学等の専門家が行っています。
連絡・参照先	所在地：広島市中区吉島西三丁目15-8 TEL：082-543-5775 URL: http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei03_00039.html
子供・若者支援機関（非行防止・立ち直り支援）〔県所管課：県民活動課〕	
概要	県内には、社会生活を円滑に営むことが困難な子供・若者を支援する機関・団体があり、非行防止や立ち直り支援を行っている団体や相談に対応可能な団体があります。
対象	団体によって異なりますので、「連絡・参照先」に記載している県ホームページで個別にご確認ください。
連絡・参照先	県ホームページ URL: https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki_file/kenkatsu/kowakaichiran.pdf

高等学校等の授業料等に係る支援〔県所管課：教育支援推進課，学事課〕	
概要	県内の公立高等学校や私立高等学校等に通う生徒に対して，家庭の収入状況に応じて，授業料や教科書費等の授業料以外の教育費を支援します。
対象	高等学校等に在学する生徒，保護者で，一定の条件を満たす方
主な支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業料を軽減する就学支援 ・ 教科書費，学用品等の授業料以外の教育費を軽減する奨学支援
連絡・参照先	<p>県立高等学校等の授業料等について（教育支援推進課）</p> <p>URL:https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/06senior-2nd-jugyouryou-seido.html</p> <p>私立高等学校等の授業料等について（学事課）</p> <p>URL:https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/44/jugyouryoukeigen.html</p>
高等学校卒業程度認定試験〔県所管課：生涯学習課〕	
概要	高等学校を卒業していない等のため，大学等の受験資格がない人に対し，「高等学校卒業者と同等以上の学力があるかどうか」を文部科学省が認定する試験です。合格者は大学・短期大学・専門学校等の受験資格が与えられます。また，高等学校卒業者と同等以上の学力がある者として認定され，就職，資格試験等に活用することができます。
対象	受験しようとする試験の日が属する年度の終わりまでに満16歳以上になる人が受験できます。
連絡・参照先	<p>高等学校卒業程度認定試験について（文部科学省HP）</p> <p>URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiken/</p>